オーストラリアのホームレス問題と支援の実態に関する研究

Homelessness issues and support systems in Australia

公共システムプログラム 07M43057 河西 奈緒 指導教員 土肥 真人

Public Policy Design Program Nao Kasai Adviser Masato Dohi

Abstract

Housing first approach is a relatively recent innovation in support system of homeless people and is an alternative to a system of transitional accommodation progressions. Australia is also shifting its policy from SAAP program to housing first. Interviews were conducted with several organisations in Australia regarding the idea, support system and the spatial aspect of homelessness. In conclusion, 1) the cultural definition of homelessness has been used by homeless sector in Australia. It identifies three segments of homelessness depending on the living place and contract condition; 2) the NPOs create a homeless sector which consists of direct services and representative peak body to cooperate with National, States and Local Governments.

1章:研究の概要

1-1 研究の背景と目的、方法

ホームレス(以下HL)問題は豊かな社会における貧困とし て、英米では1980年代末から90年代初頭、その他先進諸国で は90年代後半に社会から注目が集まった1)。オーストラリアで は1985年に国の統一的HL対策Supported Accommodation Assistance Program (SAAP)が始まり宿泊施設中心の支援体制 を確立してきたが、20年以上に渡る取り組みはHL問題を解決 するに至らず、2008年のHL白書を契機に早期予防を中心とす る新支援体制へと政策方針が転換した。翌年にはNational Affordable Housing Agreement (NAHA) に統合される形でSAAP が廃止され、オーストラリアのHL支援は現在過渡期にある。

本研究では、オーストラリアの戦略的な支援施策を可能に しているHLの定義に着目し、定義と支援実態との相互関係を 明らかにすることを目的とする。具体的にはHL支援システム と実際のサービス内容について文献調査と現地ヒアリング調 査から支援実態を把握し、定義と実態の相互関係について分 析・考察を行う。

1-2 先行研究

国際的には欧米諸国において大量のHL研究の蓄積があるが、 オーストラリアを対象に含むものは限られている²⁾³⁾。オース トラリア国内ではHLの定義に関する研究40、HL人口統計に着目 した研究⁵⁾⁶⁾、支援施策に関する研究⁷⁾などがあるが、HL定義 の枠組みを用いて個別の団体における支援実態を把握した研 究はない。また、日本国内でオーストラリアのHL問題に関す る研究・文献は見られない。

1-3 論文構成

2章はオーストラリアにおける肚問題と政策史、肚の定義、 HL人口統計の推移を、3章は行政によるHL支援策と実施体制、 4章はHL支援団体らの支援システムと実態、5章は公共空間と HL、支援の関係を扱い、6章で総合的考察・結論とする。

2章:オーストラリアにおける IL 問題と定義の変遷

2-1 批問題と政策史【表1】

HL 問題と政策に関する主な出来事から、全体を4期に時代 区分した【表 1】。第 I 期は HL 問題に対する国家施策の創始 期で、HLが取り締まりの対象から支援の対象へと変化した時 期である。第 I 期の終わりには Homeless Persons Assistance Act 1974 が制定され国家による HL 支援への姿勢が初めて示 されるが、当時のHLへの認識は単身男性に限定されていた。

第Ⅱ期は HL 問題と支援の発展期であり、HL は様々な社会 的弱者のグループへと拡がった。この変化の根底にはポスト 工業時代への社会経済体制の移行があり、不安定雇用の拡大 が HL 人口の増加と構成員の変化をもたらしたのである。若者 や女性、家族など新たな ILL のタイプに合わせた支援施策が展 開され、結果それらを一本化した国の統一的 HL 対策 SAAP が 1985年に始まる。これはオーストラリアにおける宿泊施設中 心型の HL 支援体制を決定付けた施策であり、また HL が国家

	【表 1】HL 問題、政策史	と定義の変遷	<u> </u>
年	出来事	時代区分	定義
1960s	ドヤ街を主な対象とした研究 浮浪罪、酒酔い罪の対象としてのHL	1. 2444.45	「然ナウの畑会は土」
1973	Jordanが若者HLの増加傾向を指摘 国がHL小委員会と報告書を作成	I.創始期	【縦方向の概念拡大】 単身男性HLのみ
1974	HL Persons Assistance Act制定	Y	
1979	若者サービス・スキームの実施(~82年)	A	
1982	若者HLのための上院委員会を編成		【横方向の概念拡大】
1985	SAAP第一期開始(~89年)	Ⅱ.発展期	若者、女性、家族等を
1986	若者HL手当の支給開始	□.无胶粉	含む拡大した定義の
1989	SAAP第二期開始(~94年) Burdekin報告書で若者HLが社会問題化	1	模索
1994	SAA Act制定 SAAP第三期開始(~2000年)	X	
1995	SAAP機関の全国データ収集開始		
1996	センサスで初のHLカウント戦略		
2000	SAAP第四期開始(~05年)	Ⅲ.成熟期	【共有された定義】
2001	センサスによる第二回HLカウント		コミュニティの住宅水 準による文化的定義
2005	SAAP第五期開始		午による人化的比我
2006	センサスによる第三回HLカウント	▼	
2008	HL白書による政策方針の転換	↑	
2009	SAAPがNAHAに統合される	₩.転換期	

の重要課題のひとつとなった画期的出来事であった。

第Ⅲ期はSupported Accommodation Assistance Act 1994 (SAAP 法) 以降のHL支援の成熟期と言える。HL支援体制が体系化し、国がHL人口のデータ収集と分析を開始、政府の関連機関や非政府団体間のネットワーク化も進んだ。さらに支援を行う非政府団体らはHLセクターと呼ばれる一部門を築き、代表団体を組織してセクターの意見を国や州の政策に反映する仕組みが出来上がった。

最後に第IV期は HL 白書を契機に始まる HL 支援体制の転換期であり、早期介入や主流サービス (mainstream service) と呼ばれる一般的な扶助や保健、雇用サービスによって HL 化や HL 状態悪化の予防に焦点が当てられた。同時に宿泊施設からアフォーダブル・ハウジングの供給に政策重点がシフトし、SAAP が NAHA に統合され実質的には廃止されるなど、支援システムのダイナミックな変革が現在推し進められている。

2-2 肚の定義【表1】【表2】

前節の時代区分に沿い HL の定義を見ると、第 I 期は HL 概念が単身男性に限られていた一方で、一時シェルターや下宿の一間に住む人々を HL に含める「縦方向の概念拡大」があった。第 II 期になると新たな HL タイプの出現により女性や若者、先住民等を含む「横方向の概念拡大」があり、複数の再定義への取り組みを経て最終的に第Ⅲ期とIV期では一つの HL 定義が政府を含む支援組織の間で共有されるに至る。

現在オーストラリアで用いられている定義は Chamberlain と Mackenzie が 1992年に発表した HL の文化的定義 ®である。 Chamberlain らは HL が社会的に構築された文化的概念であり、コミュニティに共有される最低限の住宅水準が HL を決定すると主張し、オーストラリアにおける最低限の住宅水準は「自身の寝室、リビング、キッチンとバスルームのある小さな賃貸アパート」とした。このラインを下回る人々が HL と定義される。文化的定義はさらに経験的判断から HL を 3 つのグルー

プに分類した【表 2】。 HL の文化的定義は住宅水準を用いるため、若者や DV 被害者の女性、家族、単身男性、先住民など全ての HL グループに等しく適用できる客観性がある。

できる客観性がある⁹。 **2-3** HL 人口の統 計データ【表 3, 4, 5】

【表 2】HLの文化的定義
適切な住宅状況
不適切な住宅状況
最低水準に近い住宅状況にある人々
1次HL パスルームやキッチンがなく、その場所の保有権が保障されていない人々様々な形態の一時的シェルターを動き回る人々。ただし友人宅、緊急宿泊施設、若者避難所、ホステルと下宿を含む
1次HL 宿泊施設を持たない人々。路上、廃墟、鉄道車両、橋の下、公園に住むなど

オーストラリアの HL に関する統計は、2008 年まで毎年集計された SAAP 統計と 5年に一度のセンサス統計の 2 つがある 10 。センサスは文化的定義に基づく HL 人口のカウント戦略を持ち、一般的にカウントから漏れやすい 1 次(路上)HL も統計に含めている。最新の 2006 年センサス $^{11)}$ では 104 , 676 人の HL がカウントされた。 24 歳以下の若者が占める割合は全体の $^{43\%}$ 、女性 HL は $^{44\%}$ 、家族 HL は全世帯の $^{10\%}$ など、単身男性 HL とは大きく異なる HL 像が見られる。文化的定義の分類では 2 次、 3 次、 1 次 HL の順に HL 人口が多くなっている。

表 3】年齢別 HL 人口 【表 4】文化的定義による HL 人口

【表 3】年齢	別 HL 人	
	人口	割合(%)
12歳未満	12133	12
12-18	21940	21
19-24	10504	10
25-34	15804	15
35-44	13981	13
45-54	12206	12
55-64	10708	10
65歳以上	7400	7
計	104676	100

[X 1] A	ロロングにおない	- 2- 2 III	/\ H
	HL人口	男(%)	女(%)
下宿	21596	72	28
SAAP施設	19849	47	53
友人宅等	46375	52	48
路上等	16375	60	40
計	104676	56	44
【表 5】世	帯別HL	V D	

	世帯数	割合(%)
単身者	57182	76
カップルのみ	10160	14
子のいる家族	7483	10
計	74825	100

3章:オーストラリアにおける IL 支援制度

3-1 行政の仕組み

オーストラリアの行政は国(連邦政府)、州あるいはテリト リ政府、地方自治体の3段階で構成される。オーストラリア では州政府の権限が強く、多くの全国的な政策が国と州の合 意の下で行われている。

3-2 社会保障制度

社会保障制度は、国の機関である Centrelink と Medicare を通して給付される仕組みになっている。給付金の種類は全8カテゴリで35項目あり¹¹⁾、そのうち特にHLと関わりのあるものは特別給付金、家族、障害者、若者、先住民向け給付金等の10項目である。住宅補助に特化した給付金はなく、各項目に住宅手当が含まれている。

3-3 肚 プログラム

1985年以来オーストラリアのHL支援策はSAAPを軸に進められてきた。プログラムの目的はHLが最大限の自立を達成できるよう移行的な宿泊施設と関連サービスを提供することとSAAP法で定められている。SAAPは国と州政府(全6州2テリトリの政府)間で結ばれた協定により実施され、国から州への出資に州自身の予算を加えてHL支援団体に補助金を出している。SAAPの出資を受けるのは主に非政府の団体と一部の地方自治体で、2007年度には1550の団体が補助を受けた。これらの団体は小規模なものから全国規模まで多岐に渡り、提供しているサービスも宿泊施設を中心として様々である。

2008年にRudd首相と住宅局大臣が公開したHL白書は、2020年までにHL人口を半減させる目標を立て、そのためにHLの早期予防とアフォーダブル・ハウジングに重点を置く政策方針を打ち出した。翌年には新方針を反映しSAAPに代わるNAHA協定が結ばれるが、この協定が結ばれるに至った背景には政府全体の構造改革という、より大きな文脈がある。これは国から州へ支払われていた90を超える特別目的支払い金

(Specific Purpose Payment [SPP]) を5つのSPPへ合理化するもので、各SPPに対応する5つの国家協定が結ばれ^{※)}、さらに特定プロジェクトへの出資に関する協力関係(National Partnership [NP])がいずれかの協定に属する形で合意された【表6】。この内住宅分野のSPPに対応する国家協定がNAHAであり、公共住宅や賃貸支援のプログラムとSAAPの統合がされている。NAHAに属するNPの一つにNational Partnership Agreement on Homelessness(NPAH)があり、HL支援への資金配分や達成目標値、各レベルの行政体が果たす責任が定められている。 【表6】SPPと国家協定の対応関係

分野	SPP	国家協定	NP
休健	SPP	National Healthcare Agreement	Preventive Health等
教育	National Schools SPP	National Education Agreement	•Early Childhood Education等
	National Skills and Workforce Development SPP	National Agreement for Skills and Workforce Development	•Productivity Places Program等
障害	National Disability Services SPP	National Disability Agreement	-
住宅	National Affordable Housing SPP	National Affordable Housing Agreement (NAHA)	•Homelessness (=NPAH) •Social Housing
先住民	-	National Indigenous Reform Agreement	·Indigenous Romote Service Delivery等

3-4 地方自治体

地方自治体の III. 問題への取り組みは各地で様々だが、全国的に見ると国や州政府に比べあまり対策がなされていない。取り組みが盛んなのはシドニー市やメルボルン市など大都市部の地方自治体で、市行政の内部に III. 対策専門の職員を置いている。また、地方公共団体は地域の公共空間の管理を行う点で III. 問題との関わりを持っている。

4章:オーストラリアにおける ILL 支援の実態

4-1 調査概要【表7】

調査はシドニー6団体とメルボルン2団体※)を対象とし、 各地方自治体、peak body、直接的サービス提供団体に対して ヒアリングを行った。調査内容は団体の基本データ、HL を脱 却するまでのプロセスデザイン、団体間のパートナーシップ、 空間とHLの関係についてである。

【表7】調查概要

		リング調査	雷	■組織の活動実態 ■サービス提供の問題点							
方法	(1-	~2時間)	杳	■HL脱却のプロセス(5章) ■脱却の阻害要因							
調査	2009	年9月7日	調査項目	■総合的支援と組織間連携							
時期	~9月	15日	目	■都市空間とHLの関係							
		地方自治体		①The City of Sydney [シドニー市]							
	しシ	peak body		②Homelessness NSW [HL NSW]							
	ド	peak body		③Youth Accommodation association [YAA]							
調査	۱÷			Mission Australia [MA]							
対象	l '	direct service provider		⑤I-CHOSS							
刈跡				Wesley Mission [Wesley]							
	¥	地方自治体		⑦City of Melbourne [メルボルン市]							
	X.张心.	peak body		SCouncil to Homeless Persons [CHP]							
	じ	direct service provid	der	●HR&SS Inc. (障害者支援)							

4-2 11 セクター【図1】

ILL 支援を行う非営利団体らの総体は ILL セクターと呼ばれ、 体系的に一つの部門が築かれている。調査より明らかになっ たセクター構造について説明する。

IL セクターは3層構造になっており、セクター全体を代表 する national peak body (npb)、州あるいは HLの一分野を 代表する peak body、その下に直接 IL の人々に宿泊施設や関 連サービスを提供する direct service provider (サービス 団体)がある。npb、peak body とサービス団体はメンバーシ ップによる所属関係にあり、npb である Homelessness Australia には peak body とサービス団体を合わせて 300 以 上のメンバーが所属している。支援団体は全国で1,500以上 があるが、全ての州や分野に peak body が存在するわけでは なく、また全ての団体が npb や peak body に所属しているわ けではない。各役割は、npb は HL セクターを代表して国策提 言や全国会議の開催、他分野の npb と連携をし、同様に peak body は主に州規模で政策提言や他分野との連携をする。

これら代表団体は研究活動や情報発信、アドボカシーを通し て HL セクターの発展に寄与する役割も担い、メンバーである サービス団体らとの意見交換によって現場の状況が政策に反 映されるよう努めている。HL セクターの peak body やサービ ス団体のほとんどは SAAP 下で国と州による出資を受けてき た団体であり、地方自治体は一部の活発な地域を除いて HL 支 援全体のシステムにあまり組み込まれていなかった。

4-3 肚 定義と支援実態

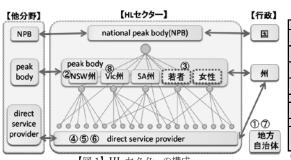
i) 団体の基礎データと連携【表8】【図2】

組織規模や運営費は団体によって大きく異なっていた【表 8]。規模が大きいのは教会背景を持つMAやWesleyで、国や 州規模で複数の拠点を持ち IL 支援を含む福祉サービス全般 を提供するサービス団体である。規模が小さいのは HL NSW や メルボルン市で、ILL への直接的サービスは提供せず連携の促 進や情報提供などセクター発展を行っていた。資金源はほと んどの団体が政府の補助金に頼っている。次に団体間の連携 は、地域に根付いたネットワークがあり、市や peak body に よって会合やメールを使った交流と情報シェアの場が提供さ れていた【図2】。またセクターの構造的ネットワークとは別 に、サービス団体間で HL の紹介や引き渡しといった協働が見 られた。

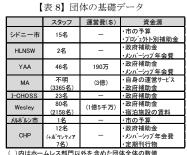
ii) 支援実態の分析【表 9】

支援団体らの活動内容を、文化的定義を用いて支援の種類 別に分類した。支援の種類は大きく分けてセクター構成に関 わるものと HL への直接的支援があった。

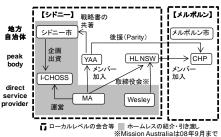
セクター構成の支援は実施数が多く、協働が ILL 支援活動の 重要な位置を占めている。直接的支援は3次から1次HLにか けて支援の種類も数も多くなり、1次 ILの人口は2次や3次 より少ないので1次出への集中的な支援があると言える。支 援内容は宿泊施設とケースマネジメント、サービスへの仲介、 アフターケアといった SAAP 型プロセスが多く、支援の現場で は未だ旧体制が主であることが確認できる。一方、1次 ILへ の支援にはストリート・カウント、アウトリーチ、住宅提供 など実施数は少ないが特徴的な支援内容が見られた。



【図 1】HL セクターの構成



一ムレス部門以外を含めた団体全体の数値



【図2】団体間の連携

【表 9】 団体による支援実態

	_		_	_	_		_							_		_	_	_		_	12	Ì	I IA	411	<u>,-</u>	-	9/	~120			_						46-4-	1975		_	_		_			_				$\overline{}$	_
									+	ックタ	z—,	として	ro	活重	h							L														直接	的文	援												- it	
													• • •												3%	欠HL	+							2%	欠HL									1	次HI						
支援の 種類	公式会議の開催	σ	はん こう	文章是言 文章是言	政策	・州政府との	地方公共団体との協議	研究活動		情報提	名団体との意見る技	:		地方拠点	ワーカー/ボランティア	1: 0	5 0	デレ	セクター外団体との協議	- " /	1 0 P 1	プラヌーの PR	HL リスクの高い 人の把握		>	住宅提供	住宅保有権の維持	アフターケア	住宅市場の改善	SAAP 宿泊施設	HL データの記録	ケースマネジメント	専門家サービス	ĺĽ.	ŀ	官泊施設・サービス 仲介			トへの	/―タの記	専門家サービス	宿泊施設・サービス	_	宿泊施設・サービス仲介	住宅提供	テーマ別プロジェクト	? リ プ コ	ロジェクトへの	ストリート・カウント	; \	\
シドニー市	•	•	•	•	• [•	•	•	1	•	•) [ı	ſ		1	- 10	• [•	1	•			•	ſ	ľ	•				•		•			•	ì		•	•			ı	•	•	1 1	•	•	•	18	;
HLNSW	Г	•	, I,	• 1		•	•	. •	1	•	1	,	,	7			Ţ	7	•	7	-	T	•	1	7	7	-1								٦,				Г		1	1			7	T			\neg	10	П
YAA	•	•		•	•	•	•	•		•	1	7	T	٦	•	1	T	ī	•		- (•		ī	T	Ī	Ī			•	•	•		•	1	•	1		ī	•		•	,	•	ī		•	Ī	ī	22	٦
MA	Г	•	7	•		•	•	•	T		•	, ,	- (•	•	T	7	• ,	•	1	, I	•			•	•	• ,	•		•	•	•	•		T	•	7	•		•	П			•		, T	•			27	٦
I-CHOSS	Г	Ţ	1				•	Ī	ī		•		1	(ī	Ţ		•	T	Ti			-							П				ī		ī			•	•			•		T	\Box		•	6	٦
Wesley	Г	•	,	7	7	•	•		1		1	, T	٦,	•			╗	7	•	•	•	T		٦,	, I,	•	• 1	•		•	•	•				•	. (•	Г	•			-	•	7	7	•		$\neg \vdash$	20	Л
メルホ・ルン市	•	•	<u> </u>		•	•	•	•	•	•	1	7	Т	T			7	ī		•	• •	•		T	T	ī	Ī		•		П			•					•	_		•	,		Ī	T	\neg	•	• I	16	╗
CHP	•	•) (• ,		•	•	•	1	•		,	Ī	Ţ		1	•	• ,		•	, I	•		ī	Ť	Ī	ī		•			í			T		T								T	T		ī		13	П
āt	4		7	4	3	7	7	7	ī	5	1	7	1	2	2	ī	1	3	6	7	5	4	1	1	2	2	2	2	2	3	4	3	1	2	2	4		3	1	5	1	2	2	5	2	2	4	2	2 2	2 40	J
āT												75		Ì				Ť							Ī	11									21										25					132	_

	原案 (1992)	センサス① (1997)	センサス② (1999, 2003, 2008)	ホームレス白書 (2008)	NPAH (2009)	 最低限 -■ の住宅
不適切な住宅 状況 inade quately housed	最低限の水準に近い住宅状況にある者 ※HLI こ含めない	【第3段階の相対的HL】 住宅にいるが「home」の状態にない、例えばセキュリティ、安全性、 適切な水準において	-	-	-	大準 大本 ホーム レスの
3次HL tertiary	民営下宿の一間に恒久 的に住む者で、自身の バスルームあるいは キッチンがなく、住宅保 有権の保障がない	【第2段階の相対的HL】 民営下宿の一間に恒久的に住む ことを強いられている者	18週間以上の中期から長期ベースで下宿に住む者	下宿あるいはcaravan parkに住み、それが短 期間でも長期間でも、 保障された賃貸借契約 と個人の設備がない者	12週間を越えた中期から長期ベースで下宿に住む者	定義
secondary	友人宅、緊急宿泊施設、 若者避難所、ホステル と下宿を含む様々な形 態の一時的シェルター を動き回る者	避難所、ホステル、下宿あるいは 友人宅といった、様々な形態の一	頻繁にある一時的シェルターから 別へ移動する者。センサスの晩は SAAP宿泊施設に居る者、自身の 宿泊施設がないので一時的に他 の世帯と同居する者、12週間以下 の短期ベースで下宿に泊まる者	友人あるいは親戚の 、家に宿泊し、他に通常 の住所を持たない者/ 専門のホームレスサー ビスに居る者	緊急あるいは移行的宿泊施設に居る者、 目身の宿泊施設がないので一時的に他 の世帯と同居する者。また政府や非政府 組織によって提供される移行的宿泊施設 に居る者、12週間以下で一時的に下宿に 住む者も含む	/ 知人宅 SAAP 宿泊施設
1次HL primary homelessness		頭上に満足できる屋根のない者、	路上や公園に暮らす、廃墟に不法 定住する、車や鉄道車両を一時的 シェルターとして使うなど、慣例的 な宿泊施設のない者	路上生活者あるいは 即席の家に住む者	慣例的な宿泊施設のない者で、路上やその他公園などの公共の場所に住む者、建物に不法定住する者、あるいは乗り物を一時的シェルターとして使う者を含む	宿泊施設な「 二公共空間

5章: 公共空間と IL 問題、IL 支援

文化的定義の構成要素【図 5】

オーストラリアにおける ILL は文化的定義を通して認識さ れており、反対に定義の構成要素からその認識を捉えること ができる。文化的定義の原案とこれを採用した行政文書の記 述を比較する。

定義は全ての文献に共通して宿泊施設の種類や設備といっ た空間的要素をベースに分類されており、一部に時間的な概 念と権利の保障についての記述が見られた。空間的要素の境 界は ILL の分類と一致せず、2次 ILL、3次 ILL、非 ILL は空間に 時間と権利の要素を合わせて分類される。2次や3次 IL は宿 泊施設があっても権利の保障が不確かで、彼らが HL と認識さ れる理由はここにある。唯一空間と ILL 境界の一致が見られる のは1次HLで、公共空間は空間や権利体系が他と全く異なる 存在であると捉えることができる。

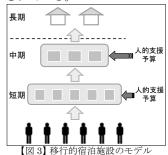
5-2 慢性的 IL と公共空間

調査で聞かれた慢性的 HL に関わる実態と意見を整理した。 慢性的 HL は 1 次 HL 状態が長期化した最も複雑な問題を抱え るグループで、一般システムからの排除、ILL 長期化による生 活スタイルの変化、HL支援システムと公共空間からの排除と いう問題が見られた。政府の新方針はこの慢性的 HL に特化し た支援を推し進めており、2020年までに慢性的 ILL をゼロに する戦略を立てている。またシドニーとメルボルンは州政府 の部局間で結ばれたプロトコルを持っており、IL が公共空間 にいる権利を尊重する姿勢が示されている。

5-3 ハウジング・ファー ストによるパラダイムシフト

ハウジング・ファーストは アメリカで生まれた ILL 支援 手法で、移行的宿泊施設によ って HL を住宅に入る準備段 階に引き上げる旧来の発想

(図 3】) を止め、路上ホー ムレスをまず住宅に入れそこ で関連サービスを提供し住宅 に定着させる手法である【図 4】。住宅供給を増やしそこに 支援サービスを集中する方が 住宅定着率も高く社会コスト も少なく済むことがデータか ら証明されている。現在オー ストラリアでも慢性的 HLゼ



長期 中期 短期

【図 4】ハウジング・ファースト

ロ目標達成のための有効な手法としてハウジング・ファース トが取り入れられている。このゼロ目標はHLを公共空間から 排除しシェルターへ収容する行為に転じやすい問題があるが、 文化的定義が HL と非 HL の境界を 3 次 HL の上に設定するため シェルターではない質の保障された住宅供給がされる。また プロトコルにより公共空間にいる権利も同時に保障され、収 容ではない新たな支援手法としてハウジング・ファーストの 意義が見いだせる。

6章:総合考察・結論

6 - 1総合考察

HLの文化的定義は権利面から宿泊施設の中にいる人々の一 部も HL に含み、その空間に住む権利の保障がなければたとえ 物理的な「屋根」や「家」があっても HL であることを示して いる。HL の支援は彼らが住む空間を巡る契約を結び権利を得 ることを目指し、すなわち権利関係を通した社会的包摂を目 指すものである。一方で、彼らが公共空間にいる権利は社会 的に保障されているが、これは特定の個人に対する契約では なく、HL個人が社会に統合されたことにはならない。

6-2 結論

本研究より以下のことが明らかとなった。

- ①オーストラリアの HL 定義は問題の拡大と共に推移し、住宅 水準と経験的分類による HL の文化的定義に収束した。
- ②行政による HL 支援策は宿泊施設中心の SAAP 体制から早期 予防と住宅供給重視の NAHA に転換し、政府の構造改革と共に 体制の合理化が進められている。
- ③HL 支援団体らは体系的な HL セクターを構成し、セクター の意見を政策に反映するための仕組みを持っていた。
- ④文化的定義と HL が公共空間にいる権利を述べたプロトコ ルにより、ハウジング・ファーストの意義が見出された。

<脚注>

- 1)2) Toro, P.A. 2007, 'Toward an international understanding of homelessness', Journal of Social Issues, vol.63, no.3
- Minnery J. & Greenhalgh E. 2007 'Approaches to homelessness policy in Europe, the
- United States, and Australia', *Journal of Social Issues*, vol.63, no.3

 Osi Chamberlain, C. & Mackenzie, D. 1992, 'Understanding contemporary homelessness'

 Issues of definition and meaning', *Australian Journal of Social Issues*, vol.27, no.4
- (a) Thompson D. 2007, What do the published figures tell us about homelessness in

- Thompson D. 2007, What do the published figures tell us about homelessness in Australia', Australian Journal of Social Issues, vol.42, no.3
 Fopp R. 1996, 'Nowhere to go: an analysis of the supported accommodation assistance program', Australian Journal of Social Issues, vol.31, no.2
 日本における定義は路上生活者のみを HL として扱っており、この定義の違いが HL の支援施策や HL の全体像までをも大きく変えてしまうことに注意したい。
 SAAP 総計はプログラム下で出資を受ける支援団体から収集する年間の累計データで、サービス利用者のみが対象となるため HL 人口全体の把握はできない。一方センサス統計はオーストラリアの全人口を対象とする時間断面的なデータで、質的分析には不向きだが HL 人口の数値を知るには有用な統計である。
 Mustralian Bureau of Statistics 2006. 'Counting the homeless', ABS, Canberra
- 11) Australian Bureau of Statistics 2006, 'Counting the homeless', ABS, Canberra 12) Centrelink 2009, 'A guide to Australian Government payments', Australian Government, Canberra